

京都府公報

号 外 第 40 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ
○京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 (道路管理課、都市計画課)	1

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（京都府条例第56号）（道路管理課、都市計画課）

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- 法第10条第1項の規定により、移動等円滑化のために必要な、府が管理する府道の構造に関する基準を定めることとした。（第5章第1節関係）
- 法第13条第1項の規定により、移動等円滑化のために必要な、府が公園管理者である都市公園に設ける特定公園施設の設置に関する基準を定めることとした。（第5章第2節関係）
- (1)及び(2)の規定により、移動等円滑化のために必要な基準を市町村が条例で定めるとされた施設については、この条例で定める基準に係る規定を適用しないこととした。（第76条関係）
- その他所要の規定整備を行うこととした。（第6章、第7章、第77条、別表第2関係）

3 施行期日

平成24年10月25日

条 例

京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月25日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第56号

京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

京都府福祉のまちづくり条例（平成7年京都府条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項（第25条—第37

「第5章 府の施設に関する道路移動等円滑化

第1節 道路移動等円滑化基準

第1款 総則（第25条・第26条）

第2款 歩道等（第27条—第34条）

第3款 立体横断施設（第35条）

条）」を

第4款 乗合自動車停留所（第36条・第

第5款 自動車駐車場（第38条—第44条）

第6款 移動等円滑化のために必要なそ

第2節 都市公園移動等円滑化基準（第50

第6章 特別特定建築物に追加する特定建築

基準及び都市公園移動等円滑化基準

37条) に、「第6章」を

の他の施設等（第45条―第49条）

条―第60条）

物等に関する事項（第61条―第73条）」

「第7章」に、「第38条・第39条」を「第74条・第75条」に、「第7章」を「第8章」に、「第40条・第41条」を「第76条・第77条」に改める。

第5章の章名を削る。

第40条を削る。

第41条を第77条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（適用除外）

第76条 次の各号に掲げるまちづくり施設の整備については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 次に掲げるまちづくり施設 第3章（第15条第3項を除く。）及び第4章の規定

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で市町村が同法第18条第1項に規定する道路管理者であるもの

イ 特定公園施設で市町村が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に規定する公園管理者である同法第2条第1項に規定する都市公園に設けられるもの

(2) 市町村がまちづくり施設（前号に掲げるまちづくり施設を除く。）の整備に関する条例を制定した場合において、当該条例の規定で、第4章又は第6章の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用されるまちづくり施設 当該条例の規定に相当する規則で定める規定

第7章を第8章とする。

第39条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、第6章中同条を第75条とする。

第38条中「すべて」を「全て」に、「利用できる」を「利用することができる」に改め、同条を第74条とする。

第6章を第7章とする。

第37条中「第25条から第35条まで」を「第61条から第71条まで」に改め、第5章中同条を第73条とする。

第36条中「第25条」を「第61条」に、「第28条から第32条まで」を「第64条から第68条まで」に、「第28条中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（以下単に「高齢者、障害者等」という。）が利用する」とあり、第29条から第32条まで及び前条」を「これらの規定」に改め、同条を第72条とする。

第35条中「第25条各号」を「第61条各号」に、「第28条」を「第64条」に改め、同条第4号中「車いす使用者用便

房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第6号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条を第71条とする。

第34条第1項第1号中「若しくは寄宿舍」を「、寄宿舍若しくは下宿」に改め、同項第2号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第3号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条第2項第2号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第3号及び第4号ア中「又は寄宿舍」を「、寄宿舍又は下宿」に改め、同号エ中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第5号イ中「第32条第1項第5号」を「第68条第1項第5号」に改め、同項第7号イ中「第32条第1項第6号ア」を「第68条第1項第6号ア」に改め、同号ウ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同条第4項中「第32条第2項」を「第68条第2項」に、「第32条第1項」を「第68条第1項」に改め、同条を第70条とし、第33条を第69条とする。

第32条第1項第4号エ中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第5号ウからオまでの規定及びク中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号コ(イ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第6号イ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同号イ(カ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第2項第1号中「第25条各号」を「第61条各号」に改め、同項第2号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項第3号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条を第68条とする。

第31条中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条を第67条とする。

第30条第2項第2号及び第3号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条を第66条とする。

第29条第2項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第2号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第3項及び第6項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条を第65条とする。

第28条中「法第2条第1号に規定する」及び「(以下単に「高齢者、障害者等」という。)」を削り、同条を第64条とする。

第27条中「第36条」を「第72条」に改め、同条を第63条とし、第26条を第62条とする。

第25条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この章において「法」という。）」を「法」に改め、同条第1号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第3号中「又は寄宿舍」を「、寄宿舍又は下宿」に改め、同条を第61条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

第5章 府の施設に関する道路移動等円滑化基準
及び都市公園移動等円滑化基準

第1節 道路移動等円滑化基準

第1款 総則
(道路移動等円滑化基準)

第25条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この章において「法」という。）第10条第1項に規定する条例で定める基準は、次款から第6款までに定めるところによる。（定義）

第26条 この節において使用する用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下この節において同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- (3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2款 歩道等
(歩道)

第27条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第28条 歩道又は自転車歩行者道（以下この節において「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、歩道等の有効幅員の基準は、規則で定める。

(舗装)

第29条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第30条 歩道等の縦断勾配及び横断勾配の基準は、規則で定める。

(歩道等と車道等の分離等)

第31条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下この節において「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、当

該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、同項の高さの基準は、規則で定める。

- 4 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第32条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の高さの基準は、規則で定める。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第33条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の縁端と車道等の部分との段差の基準は、規則で定める。

- 3 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回することができる構造とするものとする。

(排水施設の溝蓋)

第34条 歩道等に排水施設で溝蓋が必要であるものを設ける場合においては、当該溝蓋は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込むことがないように配慮した構造とするものとする。

第3款 立体横断施設

(立体横断施設)

第35条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下この節において「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

- 4 前2項の規定により設ける設備の基準その他移動等円滑化された立体横断施設の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

第4款 乗合自動車停留所

(高さ)

第36条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの基準は、規則で定める。

(ベンチ及び上屋)

第37条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する

施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5款 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第38条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用することができる駐車のために供する部分（以下この節において「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 前項の規定により設ける障害者用駐車施設の基準は、規則で定める。

(障害者用停車施設)

第39条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用することができる停車のために供する部分（以下この節において「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設ける障害者用停車施設の基準は、規則で定める。

(出入口)

第40条 自動車駐車場の歩行者の出入口の基準は、規則で定める。

(通路)

第41条 障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路の基準は、規則で定める。

(エレベーター等)

第42条 自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項の規定により設ける設備の基準その他自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階を有する自動車駐車場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(屋根)

第43条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第41条に規定する通路（規則で定める通路に限る。）には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第44条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合における当該便所の基準は、規則で定める。

第6款 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第45条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
(視覚障害者誘導用ブロック)

第46条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別することができる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第47条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第48条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第49条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第2節 都市公園移動等円滑化基準

(都市公園移動等円滑化基準)

第50条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第60条までに定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第51条 災害等のため一時使用する法第2条第13号に掲げる特定公園施設（以下「特定公園施設」という。）の設置については、この節の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第52条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に掲げる高齢者、障害者等（以下「高齢者、障害者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合における当該園路及び広場の出入口、通路、階段（その踊場を含む。）

及び傾斜路（その踊場を含む。）の基準その他当該園路及び広場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。
（屋根付広場）

第53条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合における当該屋根付広場の出入口の基準その他当該屋根付広場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。
（休憩所及び管理事務所）

第54条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合における当該休憩所の出入口、カウンター及び便所の基準その他当該休憩所の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。
（野外劇場及び野外音楽堂）

第55条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場を設ける場合には、車椅子使用者用観覧スペース（車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

2 前項の野外劇場を設ける場合における当該野外劇場の出入口、通路、車椅子使用者用観覧スペース及び便所の基準その他当該野外劇場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
（駐車場）

第56条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

2 前項の駐車場を設ける場合における当該駐車場の車椅子使用者用駐車施設及び通路の基準その他当該駐車場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

（便所）

第57条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合における当該便所の基準は、規則で定める。

（水飲場及び手洗場）

第58条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合には、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（揭示板及び標識）

第59条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板を設ける場合にお

る当該揭示板は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

(2) 当該揭示板に表示された内容が容易に識別することができるものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第60条 第52条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、第52条の規定により設けられた園路及び広場（規則で定める園路及び広場に限る。）の出入口の付近に設けなければならない。

第6章 特別特定建築物に追加する特定建築物等に関する事項

別表第2の1の項中「すべて」を「全て」に改め、同項の(9)中「又は寄宿舍」を「寄宿舍又は下宿」に改め、同項の(16)中「郵便局又は」を削り、同項中(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 公共用歩廊

全てのもの

別表第2の2の項中「(昭和27年法律第180号)」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同表の3の項の(1)中「(昭和31年法律第79号)」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項の(2)中「すべて」を「全て」に改め、同表の4の項中「に該当する」を「の施設、2の項の道路又は3の項の(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設である」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。